

令和8年度 給与支払報告書の提出について

～給与支払報告書の記入の際に、特にご注意いただきたい点～

次の②③④に掲げた事項の記入に不十分な点があると、従業員の方の市・県民税・森林環境税額が適正に計算できないことがありますので、ご注意ください。

②他の支払者の給与等を合算して年末調整をした場合

《記入方法》

記入例⑥「摘要」欄に、合算した他の支払者の給与等について、次の内容を記入してください。

(・支払者の名称 ・支払者の所在地 ・支払金額 ・社会保険料の金額 ・源泉徴収税額)

※他の支払者が複数ある場合は、すべての支払者の情報を記入してください。

※eLTAXで提出する場合は、「他の支払者」に関する項目を入力してください。

※摘要欄に記載がない場合は、他社分(前職分)の合算が無いものとして計算します。

③控除対象扶養親族など

《確認方法》

控除対象扶養親族・16歳未満扶養親族の区分ごとの人数と、氏名の数が合っているかをご確認ください。

【例】

控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)						16歳未満扶養親族の数																												
特定 従人	老人 内 人	人 従人	その他 人 従人	特 親 従人	人 従人	人 従人																												
(控除対象扶養親族)						(16歳未満扶養親族)																												
1人+1人+1人+1人=4人						2人																												
4つの欄の合計と、人数が合っていますか？																																		
人数が合っていますか？																																		
特定親族特別控除の額																																		
	千	円																																
610	000																																	
愛媛二郎さんが居住者の特定親族で、二郎さんの所得が90万円だった場合																																		
特定親族特別控除の額の欄には61万円区分には20と記載します。																																		
<table border="1"> <tr> <td>1 氏 名 個人番号</td> <td>エヒメ イチロウ 愛媛 一郎</td> <td>区分</td> <td>16 歳 未 満 の 扶 養 親 族</td> <td>エヒメ ハルコ 愛媛 春子</td> <td>区分</td> <td>5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号</td> </tr> <tr> <td>2 氏 名 個人番号</td> <td>エヒメ ジロウ 愛媛 二郎</td> <td>区分</td> <td>1 氏 名 個人番号</td> <td>エヒメ ナツコ 愛媛 夏子</td> <td>区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 氏 名 個人番号</td> <td>エヒメ タダシ 愛媛 正</td> <td>区分</td> <td>2 氏 名 個人番号</td> <td>エヒメ サトコ 愛媛 秋子</td> <td>区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 氏 名 個人番号</td> <td>エヒメ イヨ 愛媛 イヨ</td> <td>区分</td> <td>3 氏 名 個人番号</td> <td>エヒメ ハルコ 愛媛 冬子</td> <td>区分</td> <td>5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号</td> </tr> </table>							1 氏 名 個人番号	エヒメ イチロウ 愛媛 一郎	区分	16 歳 未 満 の 扶 養 親 族	エヒメ ハルコ 愛媛 春子	区分	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	2 氏 名 個人番号	エヒメ ジロウ 愛媛 二郎	区分	1 氏 名 個人番号	エヒメ ナツコ 愛媛 夏子	区分		3 氏 名 個人番号	エヒメ タダシ 愛媛 正	区分	2 氏 名 個人番号	エヒメ サトコ 愛媛 秋子	区分		4 氏 名 個人番号	エヒメ イヨ 愛媛 イヨ	区分	3 氏 名 個人番号	エヒメ ハルコ 愛媛 冬子	区分	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号
1 氏 名 個人番号	エヒメ イチロウ 愛媛 一郎	区分	16 歳 未 満 の 扶 養 親 族	エヒメ ハルコ 愛媛 春子	区分	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号																												
2 氏 名 個人番号	エヒメ ジロウ 愛媛 二郎	区分	1 氏 名 個人番号	エヒメ ナツコ 愛媛 夏子	区分																													
3 氏 名 個人番号	エヒメ タダシ 愛媛 正	区分	2 氏 名 個人番号	エヒメ サトコ 愛媛 秋子	区分																													
4 氏 名 個人番号	エヒメ イヨ 愛媛 イヨ	区分	3 氏 名 個人番号	エヒメ ハルコ 愛媛 冬子	区分	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号																												

④住宅借入金等特別控除の適用がある場合

《記入方法》

●記入例④(a)「住宅借入金等特別控除の額」欄

年末調整において、**実際に所得税から控除した金額**を記入してください。

※借入金等の年末残高から計算される住宅借入金等特別控除可能額(控除の上限額)ではありません。

●記入例④(b)「住宅借入金等特別控除の額の内訳」欄

・「居住開始年月日」欄

和暦で年・月・日を分けて記入してください。

・「住宅借入金等特別控除区分」欄

国税庁作成の「令和7年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご覧のうえ、適用を受けている区分に対応する語句を記入してください。

・「住宅借入金等特別控除可能額」欄

借入金等の年末残高から計算した**控除可能額**を記入してください。

※令和7年分の所得税から控除しきれない住宅借入金等特別控除額がある場合のみ、ご記入ください。

税制改正により令和8年度(令和7年分)から適用される控除が見直されます。

■給与所得控除の見直し

給与所得控除について、55万円の最低保証額が65万円に引き上げられます。

【給与所得控除 (改正前と改正後の比較)】

給与収入	給与所得控除額	
	改正前	改正後
～ 1,625,000円	55万円	
1,625,001円 ～ 1,800,000円	給与収入×40% - 10万円	65万円
1,800,001円 ～ 1,900,000円	給与収入×30% + 8万円	

※給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

■大学生年代の子等に関する控除 (特定親族特別控除) の創設

大学生年代の子等に関する新たな控除が創設されます。

【特定扶養控除と特定親族特別控除額(改正前と改正後の比較)】

	特定親族の合計所得金額	改正前	改正後
特定扶養控除	48万円以下	45万円	45万円
	48万円超 58万円以下		
特定親族特別控除	58万円超 95万円以下		0円
	95万円超 100万円以下		
	100万円超 105万円以下		
	105万円超 110万円以下		
	110万円超 115万円以下		
	115万円超 120万円以下		
	120万円超 123万円以下		
			3万円
			6万円

※本表記載の控除額は住民税での控除額です。

■各種扶養控除等に関する所得要件額の引き上げ

各種扶養控除等に関する所得要件額が10万円引き上げられます。

【所得要件(改正前と改正後の比較)】

扶養親族等の区分	改正前	改正後
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額※	48万円	58万円
ひとり親控除の対象となる子の総所得金額等	48万円	58万円
寡婦控除の対象となる扶養親族の合計所得金額	48万円	58万円
勤労学生控除の対象となる学生等の合計所得金額	75万円	85万円

※配偶者特別控除の所得要件額についても、最低金額が10万円引き上げられます。